

## 会議結果報告書

|                  |   |
|------------------|---|
| 会議の名称            | 平成 28 年度第 1 回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会             |
| 日時・場所            | 平成 28 年 9 月 30 日（金） 15：30～17：30 札幌市子ども未来局大会議室 |
| 出席委員<br>7 名/7 名中 | 菊地秀一、齋藤寛子、品川ひろみ、前田元照、松本直子、三井有希子、山田暁子<br>(敬称略) |
| 傍聴者数             | なし  |

※札幌市情報公開条例に基づき、その会議における審議の内容が認可等の審査に係るものであって、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議結果報告書及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができることを平成 27 年 9 月 30 日札幌市子ども・子育て会議認可・確認部会にて決定していることから、項目 2～5 の整備計画及び認可に係る審議については審議内容を鑑み、審議の一部について公開とする。

| 議事             | 概要  |
|----------------|---|
| 1. 利用定員の設定について | <p><b>【事務局の説明内容】</b></p> <p>○資料 1 に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 1－1 について、利用定員の設定を行う施設一覧となっている。1 ページ目が札幌市の認可を伴わない施設（幼稚園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園）、2 ページ目は、今回、整備計画及び認可の審議をしていただく施設（幼保連携型認定こども園、小規模保育事業 A 型、保育所、事業所内保育事業）となっている。</li> <li>・整備計画及び認可の審議をしていただく施設は、この後の審議で、認可について承認をいただいた上で決定されることとなる。</li> <li>・利用定員案は、各園の意向に基づいており、各園とも概ね利用実績に合わせた設定となっている。</li> <li>・今回設定しようとする利用定員の総数は 3,173 人。このうち、保育を必要とする子どもに係る利用定員の総数は 640 人となる。</li> <li>・利用定員の設定については、個別の園の状況のほか、これらが「新・さっぽろ子ども未来プラン」に盛り込んでいる教育・保育施設の需給計画に沿ったものとなっているのか、という観点が必要。</li> <li>・資料 1－2 の表は、計画上の供給量に対して、どういった方法で、どの程度の量を確保したか、すなわち需給計画の進捗状況を示したものとなっている。</li> <li>・表の上、①から⑥までの欄に供給確保の方法が示されており、平成 28 年度中に、その方法ごとに、どの程度の量が確保されたのかが示されている。</li> <li>・中央区の 1～2 歳を例にとって説明すると、左から 3 列目の網掛部分に</li> </ul> |

平成 28 年 4 月 1 日時点の供給量が示されており、供給量は 935 人となる。

- ・この 935 人の欄を右に追っていくと 1,383 という数字があるが、これが達成すべき平成 30 年 4 月の中央区の 1・2 歳のニーズ量で、先ほど 935 人に対して 448 人不足していることになり、平成 28 年度中に保育所等の認定こども園移行や新設等が行われる結果、(1,383 の左 2 つ隣り) 147 人の供給増となり、その右隣りの網掛部分、平成 29 年 4 月 1 日時点での供給量 C 欄では 1,082 人まで供給量が拡大し、不足は 301 人まで減少している。
- ・なお、東区・白石区・豊平区・南区においては、平成 30 年 4 月のニーズ量をすでに満たしているが、直近の待機児童の状況を踏まえ整備が必要と判断した地域において、新たに整備を行ったもの。
- ・これらの結果、中央区の欄の上、全市 10 区の合計の需給状況 (E) を見ると、1～2 歳は 11 人の供給過多、つまりニーズを超えた供給となっている。
- ・これに、さきほど申し上げた中央区の不足である 301 人分すべての整備を行うと、全市における供給過多が更に進むこととなってしまう。
- ・札幌市では、この需給計画を策定するにあたり、今後の就学前児童数の減少傾向を踏まえ、新規整備が過剰とならないよう、保育所等において区をまたいだ利用がある実態を踏まえ、区間調整という考え方を取り入れている。
- ・これは、中央区に近接する区の余剰となった供給量、例えば中央区の 2 つ下、地理的に隣接している東区の余剰分 76 人を充当することにより、新規整備が過剰とならないようにしているもの。
- ・一番右端の列である、区間調整後需給状況を見ると、中央区の 1～2 歳は、隣接している区との区間調整を行うことにより、需給バランスが均衡している。
- ・このような考え方で、このたびの整備計画を進めることにより、現時点においては、目標年次の平成 30 年 4 月時点のニーズに対して、保育の供給については、手稲区の 1～2 歳を除いて供給量が確保されている。

#### 【委員からの質問と事務局の回答】

- **【委員質問】** 先で行われた子ども・子育て本会議にて保育のニーズのアンケートを実施すると聞いたが、アンケート結果によってまた需給計画を作り直すのか。

**【事務局回答】** 計画策定時の要保育率を上回るニーズが発生しているため、アンケート調査を実施する。全面的な計画見直しをするかどうかについてはアンケート結果によって判断することとしたい。アンケートについては教育・保育部分に内容を絞り簡素化し、回収率を高めたい。1

|   |   |
|---|---|
|   | <p>月の子ども・子育て会議にて結果を報告したい。</p> <p>○【委員質問】 ニーズについての話があったが、逆に需要量が実際の計画を下回る地区はあるのか。</p> <p>【事務局回答】 需給計画上、平成 30 年 4 月時点で手稲区では 1～2 歳が 120 人不足するとの数値が示されているが、手稲区の実際の待機児童数は 120 人を下回る数となっている。</p> <p>【審議結果】</p> <p>札幌市の認可を伴わない幼稚園等の利用定員の設定を認めることとし、この後認可の審議をする保育所等の利用定員については、認可の承認を前提として利用定員を認めることとして部会委員全員が承認した。</p>   |
| <p>2. 幼保連携型認定こども園（既存保育所からの移行）の整備計画及び認可について</p> <p>（審議内容非公開）</p> | <p>【事務局の説明内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度に幼保連携型認定こども園へ移行する保育所は 2 園。いずれも社会福祉法人 太陽育生会が設置・運営する保育所となっている。</li> <li>・2 園の移行により、需給計画上の供給量に影響があるのは、1 号認定子どもの利用定員が合計 19 名分新たに増えるという点のみであり、保育の供給量に増減はない。</li> <li>・移行するにあたっては、改修工事等の施設整備を行わない計画だが、総定員が増えても、札幌市が条例で定める幼保連携型認定こども園の設備基準を満たすことを確認している。</li> <li>・札幌市の事前審査では、「事業計画との整合性」や「欠格事由」等の 7 つの項目においてそれぞれ「適・不適」の判断をしており、どの計画も「不適」の項目がないことから、総合評価は「適」と判断している。</li> <li>・「設備」について、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合、施設等の面積基準は、保育所の面積基準を満たしていれば、幼保連携型認定こども園の面積基準を満たす、というように条例に規定しており、面積基準を満たすものである。これは、国が示す基準も同様となっている。</li> <li>・面積要件以外については、保育所の基準ではなく、幼保連携型認定こども園では必置とされている、飲料水用設備等の設置について、図面によりそれらの設置を確認し、基準を満たす旨を確認している。</li> <li>・「運営」についても、保育所の基準ではなく、幼保連携型認定こども園に求められる基準である、学級の編成、子育て支援事業の実施等に関する計画を確認し、「適」と判断している。</li> </ul> <p>【委員からの質問・意見と事務局の回答】</p> <p>○【委員質問】 設備基準については問題ないとの話であったが、幼保連携型認定こども園に移行するにあたって、教育指針（運営方法）を審査することなく認可しても良いのか。</p> <p>【事務局回答】 認可基準を満たせば認可できるというのが基本となる。</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>教育という観点では札幌市が踏み込めない部分もあるため、運営にあたっては年に1度行う監査の中で適宜確認を行っていくこととしたい。</p> <p>○【委員意見】 今後は保育及び教育の質の部分についても確認することとしたいため、次回の審議では、認定こども園になる場合の運営方針が分かるような資料を添付していただきたい。</p> <p>【事務局回答】 後で審議を行う新設の小規模保育事業及び保育所については園の運営方針について記載した事業計画（抜粋）を資料として設けている。現在審議している幼保連携型認定こども園については既存の認可保育所からの移行ということで、特に施設から事業計画は徴していない。今後は意見を踏まえ、移行園の場合も運営方針が分かるような資料も徴することとする。会議には、移行するに当たり、特に変わった部分分かる資料を提供する。</p> <p>【審議結果】</p> <p>設置認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限って、認可することが適当であるとの条件を付したうえで適正であるとして部会員全員が承認した。</p>  |
| <p>3. 小規模保育事業（新設）の整備計画及び認可について<br/>（審議内容非公開）</p> | <p>【事務局の説明内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚別区と清田区を除く8区において、小規模保育事業の事業者を募集したところ、中央区で6件、北区・東区・白石区で各1件、豊平区で3件、南区で1件と、計13件の応募があった。</li> <li>・当初25件の応募があり、審査の中で12件が辞退となった。</li> <li>・優先地域の中央小学校区では4件の応募、中の島小学校区では2件の応募となっているので、それぞれの小学校区で各1件を選定することとなる。</li> <li>・整備区分については、4件は、札幌市から施設整備補助を受けない自主整備、残りの9件は補助を受ける補助整備となる。</li> <li>・今回の募集による定員増は、13件の単純合計では0歳定員36人、1・2歳定員211人の計247人分となるが、同一小学校区での選定があることから、選定後の保育定員は171人分となる。</li> <li>・審査の結果としては、「事業計画との整合性」、「事業者の適格性」、「設備」、「運営」の4つの項目においてそれぞれ「適・不適」の判断をしており、どの事業者も「不適」の項目がないことから、総合評価は「適」と判断している。</li> <li>・「事業計画との整合性」では、「新・さっぽろ子ども未来プラン」に適合するかについて審査している。また、プランでは保育の質の確保の観点から、地域型保育事業の中でも、保育従事者が全て保育士である小規模保育事業A型を優先して認可することとしており、今回の計画は全て小規模保育事業A型であることから、「適」と判断している。</li> </ul> |

- ・「事業者の適格性」については、「経済的基礎」、「社会的信望及び欠格事由」、「社会福祉事業の知識・経験」の3項目について審査している。
- ・なお、社会福祉法人と学校法人は、国の通知を踏まえて「欠格事由」のみの審査としており、「経済的基礎」や「社会福祉事業の知識・経験」等の審査は免除している。
- ・「経済的基礎」は、安定した事業運営を行える者かどうかを判断するため、社会福祉法人と学校法人以外は、  
「3年以上連続して損失を計上していないこと」  
「債務超過にないこと」  
「年間事業費の1/12以上と賃貸物件の年間賃借料に相当する額を預金等で保有していること」  
以上の3点の要件を満たしていることを確認している。
- ・「社会的信望及び欠格事由」では、申請者や、法人の役員等が、法令違反や反社会勢力との交際がないことなどについて、誓約書により確認をしている。
- ・「社会福祉事業の知識・経験」についてはこちらも社会福祉法人と学校法人以外の法人のみ審査事項となるもので、小規模保育事業所の管理者となる者が、保育士資格を持っていること、認可保育所等で2年以上の勤務実績があるか必要な研修を受講していること、さらに、有識者等による運営委員会を設置していることを確認している。
- ・以上の審査項目について、全ての計画が審査基準を満たしていることを確認し、「適」と判断している。
- ・「設備」について、必要な保育面積や屋外遊戯場を確保しているか、調理設備や便所など必要な設備が設けられているか、設置階に応じた避難経路を確保しているかなど、条例に定める基準を満たしているかについて審査している。
- ・屋外遊戯場については、事業所からの移動や屋外活動に当たって安全が確保される場合などに限り、近隣に所在する都市公園に代えることを認めている。
- ・「設備」の項目についても、全ての計画が基準を満たしており、「適」と判断している。
- ・「運営」については、従業員の雇用計画、食事の提供方法、連携施設の確保状況について審査している。
- ・「運営」の項目についても、全ての計画が基準を満たしており、「適」と判断している。
- ・中央小学校区については、株式会社よねたや、学校法人北海道カトリック学園、特定非営利法人おーるまいてい、社会福祉法人石狩友愛福祉会の4者から応募があり、このうち1者を選定する必要があるため、個別審査基準によって点数付けを実施した。結果として、点数が最も高い北

海道カトリック学園の計画を選定する審査結果となっている。

- ・中の島小学校区についても社会福祉法人石狩友愛福祉会、株式会社ラテラルキッズ Lateral Kidsの2者から応募があり、個別審査基準によって点数付けを実施した。結果として、点数の高い石狩友愛福祉会の整備計画を承認する審査結果となっている。

○【委員質問】保育士の確保について、すでに必要数確保しているとの記載がある園やこれから確保すると記載している園もある。保育士について現時点で確保できていなくても問題は無いのか。

【事務局回答】事業者に対しては整備計画の承認後、施設に必要な保育士を確保することを前提に認可することとしている。すなわち年度末の認可の時点で保育士が確保できているかが重要である。整備承認後、これから新卒の保育士等を採用する事業者等もいるため、現時点で保育士を確保している必要はなく、認可時点で札幌市が基準どおり保育士を確保できているかどうか確認を行う。

○【委員質問】おーるまいてい中央保育室とオリオンは同じ住所（中央区南4条東5丁目）での申請となっているが、特に保育需要が高いのか。

【事務局回答】おーるまいてい中央保育室とオリオンについては同一物件から申請のあったものである。保育所等を設置する場合、物件はさほど多くは無いため、不動産業者に情報提供を求めると、このように重複する場合がある。また、今回競合している中央小学校区は優先度が一番高い整備優先地域Aとなっているため、保育需要は高いと認識している。

○【委員質問】中央区で今回競合となっている区域は車の通りが多く、道路幅も狭い区域となっているが、保護者の車での送迎で周囲に配慮は行っているのか。

【事務局回答】駐車場については数台分の駐車スペースを確保していることを確認しており、冬期も園の前面道路は除雪が行われることを確認している。認可にあたって問題はないと考えているが、仮に認可した後、近隣住民から苦情があった場合は市としても事業者に対し然るべき対応を取るよう指導していく。

#### 【審議結果】

設置認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合限り、認可することが適当であるとの条件を付したうえで適正であるとして部会員全員が承認した。

また、競合していた中央小学校区では審査点数の高い学校法人カトリック学園のカトリック聖園てんしのおうちを選定し、中の島小学校区では社会福祉法人石狩友愛福祉会のペガサスを選定することについて部会委員全員が承認した。

|  |   |
|--|---|
| <p>4. 保育所（新設）に係る整備計画及び認可について<br/>（審議内容非公開）</p> | <p><b>【事務局の説明内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回審議いただく案件は、中央区、北区、東区、白石区、豊平区の各1件で合計5件・250人分となる。</li> <li>・当初10件・500人分の応募があったが、審査の中で5件が辞退となったことから、5件が審議の対象となるもの。</li> <li>・札幌市の審査では、8項目について、それぞれ「適・不適」の判断をしており、どの計画も「不適」の項目がないことから、総合評価を「適」と判断している。</li> <li>・項目別に説明すると、「事業計画との整合性」では、いずれの計画も定員設定が適切であり、延長保育・一時預かり事業を実施する計画であることから、「適」と判断している。</li> <li>・「設置地域における当該施設の必要性」についても、周辺状況や待機児童数から保育需要が見込まれることから、いずれの計画も「適」と判断している。</li> <li>・「用地の確保状況」については、スクルドエンジェル保育園月寒園以外の施設は既存建物を賃貸する計画であり、賃貸の見通しを確認している。</li> <li>・スクルドエンジェル保育園月寒園は、第3者が保育所用の建物を新築して事業者へ賃貸するという、いわゆる「建て貸し方式」での計画であり、建物の建築や賃貸の見通しに問題がないことを確認している。</li> <li>・「計画施設の基本プラン」について、こちらは、保育室の面積や屋外遊戯場が確保されているか、設置階に応じた避難経路を確保しているかなど、条例に定める基準を満たしているかについて審査している。</li> <li>・このうち、屋外遊戯場については、スクルドエンジェル保育園月寒園は、先ほど説明したとおり建て貸し方式であることから、敷地内に屋外遊戯場を設置できる計画となっており、他の4園は近隣の都市公園を代替園庭とする計画である。</li> <li>・保育室等の設置階については、1階はこすもす保育園、2階は太陽の子札幌中央保育園、札幌麻生雲母<sup>きらら</sup>保育園、スクルドエンジェル保育園月寒園、3階は、ニチイキッズしろいし保育園となっており、それぞれ設置階に応じた避難設備などを確認している。</li> <li>・「資金計画」について、どの計画も資金が確保されており、問題ないことを確認している。</li> <li>・「設置主体の事業実績」について、ニチイ学館は、平成27年度に、名古屋市から改善勧告を受けているが、ニチイ学館ではこれを受け、改善計画を名古屋市に報告して実践しており、改善が図られている。なお、他の事業者は、文書指導に相当するような指摘はない。</li> <li>・「設置主体の役員構成」については、こすもす保育園は社会福祉法人で</li> </ul> |
|--|---|

|   |   |
|---|---|
|   | <p>あることから運営委員会の設置は必要ないため、他の4園はそれぞれ運営委員会の設置を計画している。なお、いずれの事業者も役員構成に問題は無いことを確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「準備状況」については、いずれの計画も法人の議決機関で決定が行われており、準備が整っていると判断している。</li> <li>・以上のとおり、どの計画も8項目全てで「適」となっていることから、総合評価も「適」と判断している。</li> </ul> <p><b>【委員からの質問と事務局の回答】</b></p> <p>○ <b>【委員質問】</b> 今回保育所の応募があった株式会社4件の本社はすべて本州か。また本州の場合、職員は現地採用としているのか、というのも、本州に本社のある法人が冬期運営のノウハウはあるのか心配な点があるが。</p> <p><b>【事務局回答】</b> 今回応募のあった、株式会社の本社はすべて東京都となっている。職員の採用についてはすべて現地採用としていることを確認している。また、冬期運営については、今回応募のあった事業者は既に札幌市内で他の認可保育所を運営しているため、冬期運営に関して問題があるとは考えにくい。</p> <p>○ <b>【委員質問】</b> ニチイ学館のニチイキッズしろいしの「設置主体の事業実績」の部分については本日の審議の資料及び説明だけでは改善が図られているかどうか分からない部分がある。</p> <p><b>【事務局回答】</b> 今回挙げた、部会での委員意見についてはニチイ学館に伝えることとし、再度事業者と札幌市側で話し合いの機会を設け、その内容について部会委員に報告することを含め、今後の対応を検討したい。</p> <p><b>【審議結果】</b></p> <p>ニチイキッズしろいしについては「設置主体の事業実績」について、改善がなされたとの判断が現時点では困難なため、承認を得られなかった。なお、ニチイキッズしろいしを除いた整備計画については設置認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付したうえで適正であるとして部会員全員が承認した。</p> |
| <p>5. 事業所内保育事業<br/>(認可外保育施設からの移行)の整備計画及び認可について<br/><b>(審議内容非公開)</b></p> | <p><b>【事務局の説明内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年4月に認可を受けて開園することを希望する施設は2園あり、一つは株式会社が設置する施設、もう一つは自衛隊の共済組合が設置する施設となっている。</li> <li>・札幌市の審査では、「事業計画との整合性」や「欠格事由」等の4つの項目においてそれぞれ「適・不適」の判断をしており、どの計画も「不</li> </ul>  |

適」の項目がないことから、総合評価は「適」と判断している。

- ・札幌ドリーム保育園は、利用定員 19 名以下の小規模型事業所内保育事業、真駒内駐屯地保育所は、利用定員 20 名以上の保育所型事業所内保育事業であり、認可の基準が異なる部分がある。
- ・「事業計画との整合性」について、事業所内保育事業は、企業の福利厚生・企業の社会貢献等を目的として設置されるものであることから、供給量確保の優先順位より削除することを平成 27 年度第 2 回子ども子育て本会議にて承認済みである。事業計画との整合性を問わず、認可可否を判断することとしているため、事業所内保育事業に関しては、この項目の審査は不要とする。
- ・なお、札幌市が募集する以上の応募があった場合に適用する、地域型保育事業個別審査基準に関しては、小規模保育事業 A 型を最上位、事業所内保育事業を最下位としていたが、事業所内保育事業を削除したことを報告する。
- ・「事業者の適格性」については、経済的基礎、社会的信望及び欠格事由、社会福祉事業の知識・経験の 3 項目に関して、決算書類、誓約書等により確認し、2 施設とも「適」と判断している。
- ・真駒内駐屯地保育所については、運営を民間委託することとしており、本計画承認後に、委託事業者を募集することから、一部、事前確認できない項目に関して、基準を満たす条件で運営可能な委託事業者を募集することとなる。
- ・「設備」については、図面等により条例に定める基準を満たすことを確認し、「適」と判断した。
- ・「運営」については、事業者から提出のあった計画内容が、認可の基準を満たしていることを確認し、「適」と判断している。
- ・連携施設に関しては、保育所型事業所内保育事業は、卒園後の受け皿のみ確保すれば良いとされているが、このことについても、運営委託を受ける事業者が確保に向けた交渉をすることを予定しているため現時点では未定である。

#### 【委員からの質問と事務局の回答】

- **【委員質問】** 連携施設の卒園後の受け皿機能について、何人分確保しなければならない等の決まりがあるのか。

**【事務局回答】** 卒園する 2 歳児の人数分を受け皿として設定することを求めている。

#### 【審議結果】

設置認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合限り、認可することが適当であるとの条件を付したうえで適正であるとして部会員全員が承認した。

|                |   |
|----------------|---|
| <p>6. 報告事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告事項として、「認定こども園桜台いちい幼稚園・保育園」の一部改築について、厚別区にある「認定こども園桜台いちい幼稚園・保育園」は、平成 27 年度に札幌市の補助金を受けて保育所部分を新築し、既存幼稚園部分と渡り廊下で接続する形で、今年 4 月から幼保連携型認定こども園として運営している。</li> <li>・しかし、既存の幼稚園部分は、鉄骨造りで築 27 年を経過し、老朽化していることから、保育環境の改善を図るため、このたび幼稚園部分の改築、つまり建替えを実施する。</li> <li>・今回の改築は、札幌市の補助を受けない自主事業であり、認可・確認部会での審議案件ではないが、保育所部分に補助を行って今年 4 月から認定こども園になっているという状況を踏まえ、一応報告とする。</li> </ul> |
|----------------|---|